

## ④ 住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費の一部を補助します

問・申 環境政策課(内線 125)

住宅用太陽光発電・蓄電システムを設置する方に対して、補助金を交付します。

**【対象設備】** ※太陽光発電システムのみは補助対象外

### (1) 太陽光発電システム

- 太陽電池その他設備を用いて太陽光を変換して電気を得る設備
- 構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値が 10kW 未満のものであり、かつ、設置時に未使用のもの
- 太陽電池で得た電気が、当該住宅にて使用されるもの
- (2)に示す蓄電システムと接続し使用するもの

### (2) 蓄電システム

- 電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの
- 住宅等に設置された太陽光発電システムと接続され、太陽光発電システムにより発電される電力を充放電できるもの
- 蓄電池部から供給される電力が、当該住宅にて使用されるもの
- 国が令和 4 年度に実施した、または令和 5 年度に実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されているものであり、かつ、設置時に未使用のもの

### 【対象の方】

- 市内に住所を有する方または新たに市内に住所を定めようとする方のうち、補助金交付時に住民登録している方
- 補助金を申請した年度内にすべての手続きを完了することができる方
- 市税を完納している方
- 設置者自らまたは同一住所地において居住する方が、県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネルギーの取り組みを行う方
- 次のいずれかに該当する方
  - ・自ら居住する住宅に太陽光発電システムおよび蓄電システムを設置する方
  - ・自ら居住する住宅に、既に設置された太陽光発電システムと連携する蓄電システムを設置する方
  - ・住宅を販売する事業者等により、未使用の太陽光発電システムおよび蓄電システムがあらかじめ設置された住宅(システム付き住宅)を自ら居住するために購入する方

### 【補助金額】

(1) 太陽光発電システム 1kW あたり 20,000 円(限度額 80,000 円)

(2) 蓄電システム 蓄電システムの設置費用の額×1/3(限度額 150,000 円)

※システム設置工事の着工前(システム付き住宅を購入する場合は購入前)に申請してください。

※補助金の交付は、ひとつの住宅につき 1 回限りです。

※申請方法等の詳細、様式ダウンロードについては、市ホームページ(右の二次元コード)をご確認ください。



**「笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例」を制定しました。  
誰もが、共に支え合い、安心して快適に暮らすことができる  
地域社会の実現のため、行政区へ加入しましょう。**